

# 定 款

株式会社アイリックコーポレーション

平成31年4月1日 改定

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社アイリックコーポレーションと称し、英文では IRRC Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 生命保険の募集に関する業務
2. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
3. 経営コンサルタント業並びに資産運用及び管理に関するコンサルタント業
4. コンピューターのソフトウェアの開発及び販売並びに周辺機器の製造販売
5. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
6. 印刷物の販売
7. 電気製品、通信機器、電子機器の販売
8. 知的財産権（著作権、商標権等）の実施、使用、利用承諾、媒介、維持、管理
9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
10. 金融商品仲介業
11. 企業の経営指導
12. 会社の合併、事業譲渡、株式譲渡及び企業提携の斡旋
13. 保険クリニック店舗への経営指導及び経営全般にかかる支援
14. 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
15. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに据置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

## 第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 1 2 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(基準日)

第 1 3 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 3 0 日とする。

(招集権者及び議長)

第 1 4 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 1 5 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 3 0 9 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第 1 6 条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、11 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第 21 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第25条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤の監査役)

第28条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第29条 監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。
- 3 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 4 監査役会の運営その他に関する事項は、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等については、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 3 6 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 3 0 日までとする。

(剰余金の配当)

第 3 7 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

- 2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 1 2 月 3 1 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 3 8 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

以 上

(附則)

1. 改正 平成 17 年 5 月 30 日  
平成 18 年 9 月 25 日  
平成 19 年 9 月 25 日  
平成 19 年 12 月 17 日  
平成 20 年 9 月 29 日  
平成 21 年 9 月 29 日  
平成 22 年 12 月 20 日  
平成 24 年 8 月 30 日  
平成 24 年 9 月 5 日  
平成 27 年 9 月 29 日  
平成 29 年 9 月 28 日  
平成 30 年 7 月 9 日  
平成 31 年 4 月 1 日